

私事総第 1103 号

令和 6 年 8 月 9 日

学校法人等代表者 殿

私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原紀彦

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」について

平素より当事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、この法律改正により私学共済法の一部も改正されました。

つきましては、これらの法律の改正内容のうち私学共済制度に係る事項について、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

1. こども未来戦略の「加速化プラン」に基づく給付等の拡充

（令和 6 年 10 月 1 日施行等）

こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設や児童手当の支給期間の延長等、必要な措置が講じられます。制度の詳細は厚生労働省もしくはこども家庭庁のホームページをご参照ください。

2. 子ども・子育て支援納付金の納付に充てるための掛金の徴収

（令和 8 年 4 月 1 日施行）

上記の施策に充てるため、私学事業団をはじめとする医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負います。そのため、令和 8 年度から短期給付掛金に併せて子ども・子育て支援納付金にかかる掛金を徴収します。

なお、具体的な徴収方法は、決定次第お知らせします。